

2013年7月5日

「創造経済&知的財産コンファランス」参加報告書

ジェトロソウル 知的財産チーム

朴・グンへ政権の核心国政課題である創造経済の実現に向け、知的財産の重要性と政府の役割を再度見直し、知的財産基盤の創造経済実現方を模索するため、「創造経済&知的財産コンファランス」が開催された。

◇概要

- ・日時：6月19日(水)、14:00~18:30
- ・場所：ソウル良才洞エルタワー7階グランドホール
- ・主催：韓国特許庁
- ・主管：韓国知識財産研究院、韓国発明振興会
- ・参加者：約200名

◇基調演説は「創造経済と知的財産」というタイトルにて、韓国特許庁の金・ヨンミン長官と、米国 Illinois University の Steven C. Michael 教授が発表した。

1. 金・ヨンミン 韓国特許庁長官

1)なぜ今、韓国において創造経済という新しい経済発展のパラダイムが必要なのか。

韓国経済は世界14位の経済規模に成長したが、低成長、低出産、高齢化、雇用不足などにより、国民所得2万ドルの中進国レベルで停滞している。過去の先進国追撃型経済から世界市場先占経済へと、パラダイムシフトを起こす新たな戦略が必要な時点である。新しい国家発展戦略が、まさに新政府が掲げる「創造経済」である。創造経済を実現するためには、断片的な戦略よりは創造経済の環境を構築することが重要であり、創意的なアイデアがR&D課程を経て技術として開発し、事業化過程を経て商品化することにより、新しい市場と雇用が創出する経済価値創出の活動と関連した環境を造成し、活性化しなければならない。また、各々の環境が連動し、それにより新たなアイデアが着想する好循環体系を構築すべきである。

2)創造経済において知的財産の役割は何なのか。

創造経済においては、知的財産が創造の成果物であると同時に、創意性を誘発する触媒として重要な役割を果す。多様な想像力と創意性が科学技術と結合して発明やデザインのような価値ある知的財産を創出し、その知的財産が産業として活用される課程において知

的財産権として保護及び保障されるため、さらに新しい想像力を促進する。

クアルカムなどのグローバル企業は、創意的なアイデアを知的財産として確保することにより知的財産を武器に市場を先占し、競争企業から市場を防御すると同時に、知的財産を活用して多くの収益を創出している。また、知的財産を中心に産業・技術間の多様な融合を通じて新しい保護価値産業を創造することにより新しい市場と雇用を創出している。

企業がなくなっても知的財産は生き残り、経済的な価値を享有し、新しいビジネスの基盤となる。知的財産は、研究開発成果物の補助手段から脱皮し、知的財産そのものが企業のコア資産となり、収益の創出や取り引きする時代となった。国民の創意的アイデアを技術と結合して知的財産として具体化にし、これを活用して事業化することにより新しい成長動力と雇用を創出できる環境づくりが、創造経済の成功において何よりも必要である。このような創造経済の環境を好循環するのが、まさに知的財産であるといえる。知的財産基盤の創造経済の実現戦略が新政権の経済パラダイムである創造経済を実現する最も効果的な実践戦略といえる。これを受けて韓国特許庁は、知的財産基盤の創造経済実現戦略を策定した。

3) 知的財産の創造経済実現に向けた KIPO 戦略について

特許庁は、創造経済を構成する環境別に現状を診断し、韓国が置かれている現状を克服するため、創造経済環境の観点から新しい知的財産プラットフォームを構築した。既存は知的財産創出保護という循環の観点から知的財産そのものに焦点を置いたのに対し、これからの戦略は、創造経済環境を経済の価値創出の活動と関連した 5 つの単位環境(アイデア、R&D、知的財産、創業及び事業化、市場)に細分化して各環境を強化する点戦略、知的財産環境を中心に他環境を強く相互連結し、知的財産を通じて他環境を活性化する線戦略、また、全環境を一つの有機体のように連結及び統合する面戦略を行うことにより、創造経済の環境が好循環するようにしたのが特徴である。

このような大きな政策枠の中で、知的財産創造経済の実現に向けたビジョンの下で、3 大推進戦略(①点戦略：知的財産環境の強化戦略、②線戦略：単位環境間の連結、③面戦略：全体環境の連携・統合戦略)と、以下のように 10 大戦略課題、43 の実践課題を提示した。

< 10 戦略課題別の 40 実践課題 >

戦略課題	実践課題
①知的財産行政サービスの高度化	1. 強い特許づくり
	2. 公正な商標使用秩序づくり
	3. 顧客が望む時に審査結果の提供
	4. 知的財産制度の利用便利性向上
	5. 審査専門性の強化
	6. 顧客との疎通強化

②知的財産司法制度の発展	7. 迅速かつ正確な審判結果の提供
	8. 特許価値の尊重
	9. 専門家による知財権訴訟への責任担保
	10. 紛争解決、他の解決策
③国内外の知的財産ガバナンス構築	11. 知的財産関連部署との積極的な協力
	12. 創造の種を地域社会へ拡散
	13. 韓国企業の知的財産グローバル環境を改善
	14. グローバル知的財産舞台の先導者化
④知的財産に強い創意人材育成	15. 起業家精神と知的財産マインドを備えた人材養成
	16. 軍サービスを知的財産により価値あるものに改正
	17. 企業が望む知的財産人材育成
	18. いつどこでも知的財産を学べるようにする環境創出
⑤知的財産中心の R&D 革新	19. 知的財産による未来市場の先占
	20. 特許情報による重複研究の防止
	21. 特許情報による韓国企業の研究成果の向上
	22. 標準特許、世界 4 強へ進入
⑥知的財産基盤創業及び事業化促進	23. 知的財産による創業の容易化
	24. 知的財産だけによる事業資金調達
	25. 知的財産の取引が容易化
	26. 知的財産の正当な価値が認定
⑦健全な知的財産市場環境の造成	27. 大・中小企業が共存する知的財産環境の構築
	28. 偽造商品の根絶
	29. 輸出企業の特許紛争を解決
	30. 海外における知的財産の保護
	31. 営業秘密、原本証明による保護
⑧創意的アイデアの実現及び保護体系の強化	32. WIKI 発明システムの提供
	33. 知的財産を活用した国民のアイデアの具現化
	34. 知的財産による人類幸福の技術の実現
	35. アイデアの保護強化
⑨知的財産基盤の創造企業成長促進	36. 創造企業の知的財産経営の支援
	37. 知的財産創造活動を促進する環境の構築
	38. 知的財産サービス業の品質向上
	39. 新しい知的財産ビジネスモデルの創出
⑩知的財産サービスの政府 3.0	40. 全世界の知的財産情報の提供

具現	41. 知的財産情報の解放・共有・流通の活性化
	42. 知的財産情報の韓流拡散
	43. 知的財産を通じて伝統文化の花を咲かす

2. Steven C. Michael 教授 Illinois University ,USA

1) ビジネスモデルにおける知的財産権について

創造経済、これと関連する機会、知的財産との連携性について、人間の精神から生み出された発明品に対する投資を行うためには、我々の労働に対し保障を受けられる確信がなくてはならない。

現代は、生活の質の改善、技術の発展、ベンチャーキャピタル及び投資銀行の重要性が高まった。貿易障壁は、法的だけではなく物理的な障壁もなくなり自由貿易地帯が登場した。世界経済は、全世界の半分程度が互いに連結されることにより言語の障壁がなくなった。コンピュータやインターネットの登場により固有の仮想産業が生まれ、その中でお互いアイデアの利用、共有、取引が行われ、物理的な商品がなくてもアイデアだけで取引が可能となった。このような世界趨勢により、アイデアに対する障壁が低くなり、より多くの方がビジネスアイデア、革新的なアイデア、技術関連のアイデアなどを生み出している。現代はアイデアの成功可能性が高く、障壁の低い時代となった。しかし、良いアイデアと良いビジネスには違いがある。アイデアを技術化できるのかが良いビジネスとなるか否かの判断基準となる。つまり良いアイデアで収益を得ることが重要である。アイデアを持って収益を得る方法として、過去はアイデアをサービス・商品化にしてお互いに取引することで収益を得ていたのに対し、現代は、知的財産がアイデアを取引する新しい市場をつくりあげている。技術は科学と工学によってつくられ、また、法的な IP や契約からも技術がつくられる。これを通じて収益となるよう保障することが重要である。

2) ビジネスモデルと IP の結合により、アイデアが良いビジネスになるのかについて

模範事例として、Michael 教授が 2004 年から Illinois 大学で学生らに技術と経営を同時に教える「ホフト技術経営プログラム」を運営しているが、この「ホフト技術経営プログラム」を卒業したパトリック・ウィル氏が創業した「グリーンライトプラネット」について説明する。ウィル氏は、2005 年インドにおいて非政府機構 (NGO) の活動をしていた頃に、インド国民の半分が電気のない生活をしていた事実を知り衝撃を受け、太陽光で発電するランプを開発した。このランプは現在 31 ヶ国で 390 万人以上が使用している。「グリーンライトプラネット」は、ランプ製造の技術特許と「サンキン」の商標権を一緒に取得した知的財産ベンチャーであると述べ、最初からインドにおいて事業を開始し事業モデルも差別化したことに対し高く評価できる。

ビジネスモデルは、潜在力のある技術をどのようにビジネスモデルとビジネス収益が得

られるかへの活用と関連がある。良いアイデアにより価値を創出し、ビジネスモデルが価値を生産する。良いアイデアがあってもビジネスモデルがなければ失敗する。些細なアイデアでも収益を創出するアイデアとなる。創意的アイデアだけでは創造経済になれない。知的財産権を有する事業モデルがなければ失敗に終わる。

「創意的アイデアは特許、著作権、商標権、トレードマーク、営業秘密、経営能力などを組み合わせた事業モデルをプラスすることにより収益を創出することができる。事業モデルができ上ったら一日も早く市場において評価を受けるべきである。

◇セッション1では、「創造経済における知的財産の重要性と政府の役割」というタイトルにて、Brinks Hofer Gilson & Lione の Carl C. Charnesk 弁護士が、特許専門管理会社(NPE)に対する牽制の動きについて紹介し、米国内ではNPEが無差別的に特許侵害訴訟を提起して発明企業を苦しめているという状況を紹介した。これに対しNPEが訴訟を提起するときは、利害当事者を必ず公開するようにするなど、訴訟乱発に対する対策があると述べた。また、Southern Cross University, Australia の Angela Adrian 教授は、新しい知的財産の領域としてイメージ権を提示した。声、あだ名、ジェスチャ、言い方など全てが知的財産となりうる。サッカー選手のデービットベッカムが自身の香水やスポーツウェアなどを活用してロイヤルティー収入を得ている事が良い例であると紹介した。また、Thomson Reuters 社が2012～2013年度の知的財産権分野「Super Lawyaer」に選定され、最近の米国知的財産集約産業の外国企業現況分析報告書を発表した Georgetown University Law Center の Jonathan Band 教授が、経験を基に知的財産と創造経済に関する新しい思考の枠について発表した。

◇セッション2では、「ハ・ユミパック」で2千億ウォンの神話を達成した(株)ジェニックのユ・ヒョンオ代表、LTE-A 国際標準を牽引した2013年発明王のLG電子のアン・ジュンギ主席研究員、大学において経済力を創出したロイヤルティー王の漢陽大学の朴・ジェグン教授などが、創意的アイデアを実現させ、知的財産経営により成功した事例発表を行った。